

土浦市建設工事成績評定要領

土浦市工事成績評点要領（平成14年9月1日制定）は廃止する。

（目的）

第1条 この要領は、土浦市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を図るとともに、工事の適正かつ効率的な施工及び品質を確保する他、請負者の指導育成に資することを目的とする。

（対象工事）

第2条 評定は、1件の請負契約金額（以下「契約金額」という。）が130万円を超える工事について行うものとする。

（評定者）

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げるものとする

- （1）監督員（土浦市請負工事及び委託業務監督要綱（平成20年訓令第5号）第3条で規定する者をいう。以下同じ。）
- （2）主任監督員（土浦市請負工事及び委託業務監督要綱（平成20年訓令第5号）第3条で規定する者をいう。以下同じ。）
- （3）検査員（土浦市請負工事及び委託業務検査要綱（平成20年訓令第6号）第4条で規定する者をいう。以下同じ。）

（評定の時期）

第4条 評定の時期は、検査員にあつては、完成検査時、出来高検査時及び技術検査を伴う中間検査時とし、主任監督員及び監督員は、工事完成時とする。

（評定の方法）

第5条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、契約金額が500万円以上の工事（以下「標準工事」という。）については工事成績採点表（様式第1号）及び工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（同様式別紙-1～別紙-3）により行うものとする。
- 3 契約金額が500万円未満の工事（以下「小規模工事」という。）の工事成績の採点は、小規模工事成績採点表（様式第2号）及び小規模工事成績採点の考査項目の小規模考査項目別運用表（同様式別紙-1～別紙-3）により行うものとする。
- 4 評定に当たっては、様式第1号及び第2号の別紙-4「記入方法及び留意事項」及び別紙-5「施工プロセスチェックリスト」を考慮するものとする。
- 5 工事における「高度技術」、「創意工夫」及び「社会性等」に関して、請負者は当該工事における実施状況を高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書（様式第3号）により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 6 評定結果は、工事成績評定表（様式第4号）に記録するものとする。

（評定結果の報告）

第6条 評価結果の報告は、工事完成の時に行うものとし、検査職員は、全ての評価者が評価を終了したときには、工事成績評価表により遅滞なく上司に報告するものとする。

2 管財課長は、当該工事の工事成績評価表のすべての決裁が終了したときには、その写しをもって当該工事の主管課長に評価結果を送付するものとする。

3 評価結果による工事成績の判定は、別表のとおりとする。

(評価結果の通知)

第7条 管財課長は、評価結果を工事成績評価通知書（様式第5号）により遅滞なく当該工事の請負者へ通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた請負者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、当該評価の内容について、工事成績評価に係る説明請求書（様式第6号）により管財課長に説明を求めることができる。

2 管財課長は、前記の規定による請求があったときは、速やかに工事成績評価に係る説明書（様式第7号）により請負者に説明しなければならない。

(評価結果の公表)

第9条 市長は、第7条の規定により通知をした評価結果を当該通知した日から起算して30日以内に、工事成績評価結果表（様式第8号）により公表するものとする。

2 公表の業務については管財課で行ない、閲覧により公表するものとする。

3 公表期間は、工事完了の年度及び翌年度とする。

(評価結果の利用)

第10条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、評価結果を有効に利用しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、検査評価に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別 表（第6条3項関係）

評価結果による工事成績の判定

工事の判定		評価結果
A	優 秀	80点以上
B	良 好	70点以上～80点未満
C	普 通	55点以上～70点未満
D	やや不良	45点以上～55点未満
E	不 良	45点未満